

共通仕様書(建設関連業務)[発注者支援業務] 新旧対照表

現行条文(令和元年10月)					新条文(令和2年10月)					改定理由				
章	節	条	項	項以下 章節条 (項目見出し)	現行条文	章	節	条	項		項以下 編章節条 (項目見出し)	新条文		
1		102	4		用語の定義	「検査職員」とは、業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。	1		102	4		用語の定義	「検査職員」とは、業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。	諸基準類の改定に伴う修正
1		116	1		検査	受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していただかなければならない。	1		116	1		検査	受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していただかなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1		122	1	1	条件変更	契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第29条第1項に規定する天災その他不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規程に適合すると判断した場合による。	1		122	1	1	条件変更	契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第30条第1項に規定する天災その他不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規程に適合すると判断した場合による。	諸基準類の改定に伴う修正
1		123	1	4)	契約変更	契約書第30条第1項の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合	1		123	1	4)	契約変更	契約書第31条第1項の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合	諸基準類の改定に伴う修正
1		124	1	3)	履行期間の変更	受注者は、契約書第22条第1項の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。	1		124	1	3)	履行期間の変更	受注者は、契約書第23条第1項の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
						契約書第23条第1項に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。							契約書第24条第1項に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1		125	4		修補	検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。	1		125	4		修補	検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1		127	1	(1)	発注者の賠償責任	契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合	1		126	1	(1)	発注者の賠償責任	契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合	諸基準類の改定に伴う修正
1		128	1	1	受注者の賠償責任	受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない	1		128	1	1	受注者の賠償責任等	受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない	諸基準類の改定に伴う修正
				(1)		契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合					(1)		契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合	諸基準類の改定に伴う修正
				(2)		契約書第42条に規定するかし責任に係る損害					(2)		契約書第44条に規定する契約不適合責任として請求された場合	諸基準類の改定に伴う修正
1		129	1		部分使用	発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条第1項の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。	1		129	1		部分使用	発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第34条第1項の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正